

川西市耐震改修促進計画の概要

目標の設定について

第1章 計画概要

○策定の趣旨

- ・阪神・淡路大震災における地震直後の死者の約9割は、住宅・建築物の倒壊によって発生（耐震改修の必要性の認識）
- ・近年の大地震の頻発や東南海・南海地震発生への切迫



耐震改修促進法に基づき、耐震診断・耐震改修の目標及び耐震改修等を促進するための施策を定めた、耐震改修促進計画を策定する。

○計画期間・平成20年度から平成27年度までの8年間

第2章 川西市で今後発生が想定される地震規模の状況

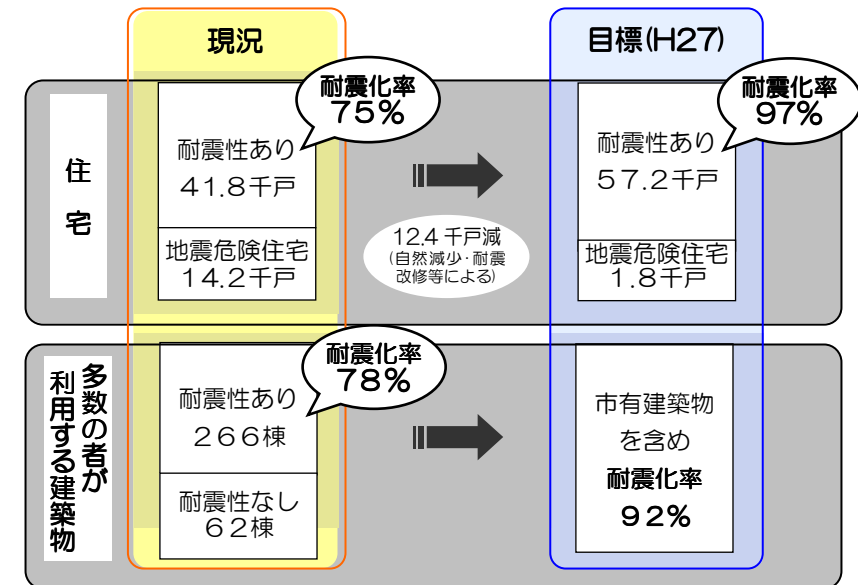
兵庫県地域防災計画では、今後県内で発生が予想される次の5地震について、その地震規模と被害状況が想定されている。

- ・有馬-高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯地震
- ・山崎断層帯地震
- ・中央構造線断層帯地震
- ・日本海沿岸地震
- ・南海地震

第3章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標

【目標】

住宅：現況耐震化率75%を平成27年に97%とする
 多数利用建築物：現況耐震化率78%を平成27年に92%とする



〔考え方〕

- ・民間建築物については、耐震化率90%を目指す。
- ・市有建築物については、耐震化の推進状況を踏まえ、「多数の者が利用する建築物」の耐震化率100%を目指す。

施策の推進について

第4章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、市としては、所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じる。
 また、本計画を指針とし、これに基づいた耐震化に取り組むこととする。

2 市有建築物の耐震診断及び改修に関する事

主要な市有建築物については21年度までに耐震診断を完了し、以後目標を踏まえ、その他の施設の耐震診断を含め耐震化を実施する。

3 民間住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図る支援策

- ① 簡易耐震診断の推進
- ② 川西市住宅耐震改修促進事業の推進
- ③ 多数の者が利用する建築物に係る耐震診断助成事業の推進

4 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

- ① 相談体制の拡充
- ② 住宅改修業者登録制度の周知

5 大地震時に備えた住宅・建築物に関する事前の予防策

- ① 被災建築物応急危険度判定体制の整備
- ② 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進

6 優先的に耐震化に着手すべき建築物

避難所として利用する建築物又は災害時に拠点となる学校、病院、福祉施設等については、優先的に耐震化に着手すべき建築物とする。

第5章 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

知識の普及及び市民への啓発を図り、官民上げて住宅・建築物の耐震化に取り組む。

1 相談体制の整備

- ・建築物の耐震化を希望する市民の相談に対応するため、建築指導課に於いて窓口を開設する。

2 自治会等との連携

- ・建築物の耐震化は地域防災活動の一環であることから、自治会等と連携し、耐震化についての啓発活動を行なう。

3 関係団体との連携

- ・住宅・建築物の耐震化に関する啓発
- ・建築士会、建築設計事務所協会、わが家の耐震改修推進協議会等との連携

第6章 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項

他の所管行政庁と連携し、「特定行政庁連絡会議」の活用により耐震化の促進に関する具体的な取り組み方針を協議する。